

(4) 独立当事者参加人の地位

ア 独立当事者参加は、当事者としての参加であるから、当事者と同じ立場に立つ。もっとも、合一確定の要請があることから、必要的共同訴訟の規定が準用される（47条4項、40条1項～3項）。

- ① 二当事者間でなされた他の1人に不利益な訴訟行為は効力を生じない。
- ② 1人がした不利益でない相手方に対する訴訟行為は、他の当事者にも効力が生ずる。
- ③ 1人に訴訟の中断・中止事由が生じると全員について中断・中止する。
- ④ 弁論の分離や一部判決は許されない。

イ 二当事者間における和解の効力

独立当事者参加があった場合には、二当事者のみの和解は無効であると解する（無効説）。なぜなら、①合一確定によって三者間の矛盾のない解決が要請される三面訴訟であること、②二当事者間の和解は他の当事者に不利益となることが通常であること（47条4項、40条1項）からである。

ウ 上訴しなかった敗訴者の地位

独立当事者参加において敗訴者1人のみが上訴した場合、上訴しなかった敗訴者の地位はどうか。40条2項を準用して、上訴しなかった敗訴者は被上訴人の地位に立つと解する（被上訴人説）。なぜなら、独立当事者参加の紛争の実態としては、敗訴者間においても対立した当事者の関係にあることからである。したがって、上訴した敗訴者は単独で上訴の取下げができ、また、上訴審において敗訴した場合の訴訟費用は上訴した者のみの負担となる。

40条1項及ぶ作用・・・同じ上訴人の立場
 40条2項及ばない作用・・・被上訴人の立場

これは、①上訴した敗訴者が単独で上訴を取り下げられるか、②上訴審において敗訴した場合の訴訟費用は共同負担となるか、③上訴人にとって不利益な原判決をどのように変更できるか、に関連する。

エ 上訴審の審判範囲

〔事例〕 AがBに対し所有権に基づく建物明渡請求訴訟を提起し、CがA B双方に対し建物の所有権確認を求めて独立当事者参加を申し立てたところ、裁判所はAの請求のみを認容し、Cの請求を棄却した。そこで、Bのみが控訴した場合、控訴裁判所は、Aの請求を棄却し、Cの請求を認容できるか。

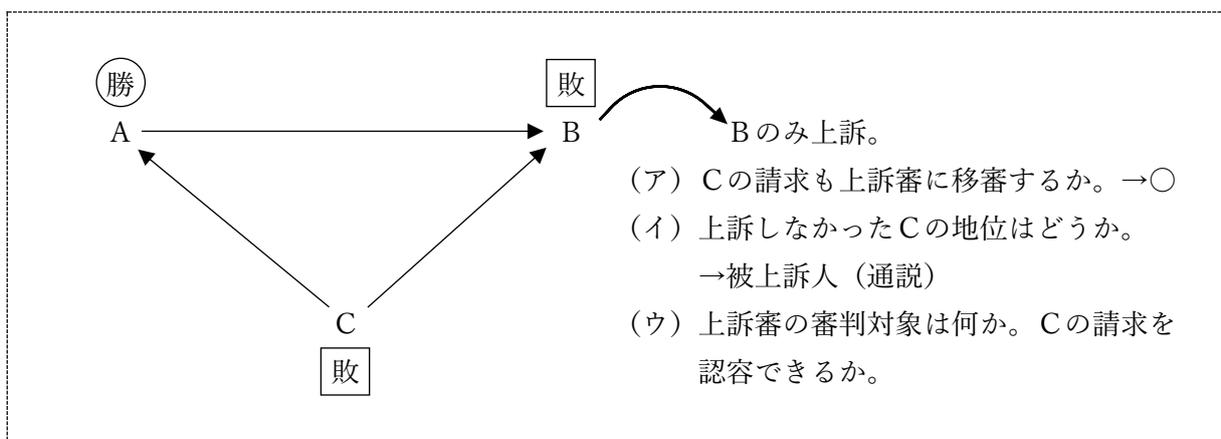
独立当事者参加において上訴しなかった敗訴者の敗訴判決を変更することができるか。

(ア) まず、三面訴訟における合一確定の要請から、敗訴者の1人が上訴すれば、全請求の確定が遮断され移審すると解する（全請求が移審）。

(イ) 次に、上訴しなかった敗訴者の敗訴判決を変更することができるかは、上訴しなかった敗訴者

の地位をどのように解するかにかかわる。40条2項を準用して、被上訴人の地位に立つと解する（被上訴人説）。

(ウ) だとすると、上訴審の審判の範囲は、上訴した敗訴者の不服申立事項に限定され（304条、296条：不利益変更禁止の原則）、上訴しなかった敗訴者の敗訴判決を変更することはできないとも思える。しかし、独立当事者参加による三面訴訟は、紛争を一挙に統一的に解決することが目的であり、合一確定の要請が強い。かかる三面訴訟の特殊性から、合一確定の要請が不利益変更禁止の原則に優先するものと考え、上訴しなかった敗訴者の敗訴部分について、附帯上訴をしていなくても、これを変更することもできると解すべきである。その結果、上訴した敗訴者の不服申立事項を超えてもよい。したがって、Aの請求を棄却し、Cの請求を認容できる。



<上訴しなかった敗訴者の敗訴判決の変更の可否>

- ① まず、全請求が移審するか。移審しないとすれば、Cの請求を変更できない。
- ② 次に、上訴しなかった敗訴者Cの地位はどうか。通説は、被上訴人説をとるため、不利益変更禁止の原則から、かかる判決は不可とされる余地がある。なぜなら、Cは控訴人として扱わないので、控訴裁判所に対して、自分の請求について改めて審判して欲しい、という請求を立てていない扱いになるからである。これが上訴人として扱われるのであれば、「Cも上訴したこと」になるので、改めてCの請求が立てられているという扱いが可能になる。
- ③ 最後に、上訴審の審判対象はBによる不服申立に限定されるか。これは、三面訴訟の合一的確定と不利益変更禁止の原則のいずれを重視するかによる。

◆最判昭和48年7月20日

事案：独立当事者参加訴訟で被告勝訴の判決に対し、原告だけが控訴をし、参加人は控訴しなかった。

判旨：「本件は、訴訟の目的が原告、被告および参加人の三者間において合一にのみ確定すべき場合（民訴法71条〔現47条〕、62条〔現40条〕）に当たることが明らかであるから、1審判決中参加人の被告に対する請求を認容した部分は、原告のみの控訴によっても確定を遮断され、かつ、控訴審においては、被告の控訴または附帯控訴の有無にかかわらず、合一確定のため必要な限度で1審